

公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方(素案)に関するパブリックコメント実施要領

1	件名	公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方(素案)についての意見募集
2	目的	公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方を決定するにあたり、意思決定過程で広くその案を公表することで、意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それら意見等を考慮して基本的な考え方を決定することを目的とします。
3	事業内容又は事業説明	<p>【これまでの経過】</p> <p>①多摩市行財政再構築プラン(平成16年2月) 多摩市行財政診断白書(平成15年7月)における現状分析を踏まえ、市の将来を展望して、真に必要な施設を大切に長く使うという観点から、適正な配置を含めて公共施設の配置のあり方の検討を行うことを決定しました。</p> <p>②多摩市公共施設の配置のあり方検討委員会による検討 (平成17年1月～平成19年8月) 行財政再構築プランを受け、平成17年1月に公共施設の配置のあり方等に関する基準の策定に向けて検討を行うために「多摩市公共施設の配置のあり方検討委員会」(行政内部の検討委員会)を設置し、平成19年8月に最終報告書をまとめました。</p> <p>③公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方(素案)の作成 (平成19年8月) 「公共施設の配置のあり方検討委員会」の調査研究結果である最終報告書を踏まえ、市として「公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方」を整理するために素案をまとめました。</p>
4	資料内容及び公表方法	<p>(1)公表する資料 公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方(素案) ※その他関連資料(公式ホームページを除く) ○ 公共施設の配置のあり方検討委員会 最終報告書</p> <p>(2)公表の方法 ○市役所本庁舎【企画課】、図書館(本館)行政・郷土資料コーナー及び市内各図書館、多摩センター駅出張所での閲覧。 ○公式ホームページを利用した閲覧 ○他の施設についても、必要に応じ対応するものとします。</p>

公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方(素案)に関するパブリックコメント実施要領

5	対象者	市内にお住まいの方、市内で働いている方、市内の学校に通われている方、市内で事業を営まれている方及び活動されている団体等が対象です。
6	意見募集期間	平成19年9月5日(水)から平成19年9月25日(火)まで ※郵送の場合は、9月25日(火)必着
7	意見提出の際の必須記入事項	(1)タイトル「公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方(素案)への意見」 (2)住所 (3)氏名 (4)意見本文 ※公式ホームページ内の応募用専用フォームを活用する場合は、タイトルの記入は不要です。 ※(1)~(4)の項目のいずれかが記入されていない場合、パブリックコメントとして取り扱いできないことがあります。
8	意見の提出方法及び提出先	(1)持参(代理人によるものを含みます): 市役所3階企画課 (2)郵送: 〒206-8666 多摩市役所企画課 (3)ファクシミリ: 042-337-7658 (4)公式ホームページ内に期間中設置する応募用専用フォーム
9	意見の取り扱い及び応答方法	(1)パブリックコメントに対して寄せられた意見を考慮し、公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方を決定します (2)公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方決定後、いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。 (3)パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名の箇所を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないでください。 (4)意見募集期間中にお寄せいただいた「公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方(素案)」に関連する「市民の声」は、パブリックコメントに寄せられた意見として取り扱いさせていただきます。 (5)意見提出者への到達通知はしません。 (6)意見の概要を公表し、個々の意見への回答はしません。
10	担当	企画課 電話338-6813(直通)